

山梨県公報

第千八百六十三号

平成二十年

六月十九日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定……………三四一

県営土地改良事業の完了……………三四一

道路の供用開始(二件)……………三四一

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………三四二

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三四二

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………三四二

国土調査の成果の認証……………三四三

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………三四三

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三四三

警備員指導教育責任者講習の実施について……………三四六

告示

山梨県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

上野原市鶴島字右割三四六三の六九、三四六三の七〇・三四六三の七一・字黒ノ木三一九二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、三一九一の二、三一九三の三、字廻り戸四二六の三

二 保安林として指定された目的

保安林として指定された目的

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十五号

県営土地改良事業(上黒駒地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成二十年三月二十四日をもって完了した。

平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎昇仙峡線	葦崎市穂坂町大字宮久保字横手六三―三番の一地先から葦崎市穂坂町大字宮久保字ツガ山六二五四番の一地先まで	五七〇・〇	平成二十年六月二十三日

山梨県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十九日

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山大字下粟生野字中田 一五七四番地から 甲州市塩山大字下粟生野字中村 一五五二番の一地先まで	九六・〇	平成二十年 六月十九日

山梨県告示第二百七十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 馬場川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市御坂町夏目原字ヒエ田百六十一番五地先から笛吹市御坂町夏目原字三ツ大サ百九十一番二地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 荻野正直
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成二十年六月十九日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年六月五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人全国源流ネットワーク
 - 2 代表者の氏名 中村文明
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村四千三百八十三番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、源流域の自然、歴史、文化等の資源とその価値に着目し、全国の源流資源の調査と研究、交流を推し進め、研究成果の共有と情報発信を通して、源流に関わる市民、行政、専門家など幅広い人々を対象に、源流域の自然環境の保全や、自然と調和した地域づくりと源流の郷の活性化に資することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十年六月六日から同年八月五日まで
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十月十九日まで縦覧に供する。
- 平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦
 - 2 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 ロックシティ山梨中央
 (二) 所在地 中央市医大南部土地区画整理事業地内七十七の一街区二画地外
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	マックスバリュ東海株式会社以外の本体棟内店舗及び専門店棟1〜7内小売店舗は午前10時	マックスバリュ東海株式会社以外の本体棟内店舗及び専門店棟1〜7内小売店舗は午前9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	専門店棟2建物1階駐車場は午前9時30分から午後10時30分まで	専門店棟2建物1階駐車場は午前8時30分から午後10時30分まで

- 3 変更する年月日
 平成二十年六月十二日
 届出年月日
 平成二十年六月三日

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称
 身延町
 二 調査を行った時期
 身延町 平成十八年九月一日から平成十九年三月十六日まで
 三 成果の名称
 地籍図及び地籍簿
 四 調査を行った地域
 身延町上之平の一部地区
 五 認証年月日
 平成二十年六月十日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 葦崎市大草町若尾字本滝一〇の一の一部、一五八の一、二二九の三、二二九の四、一六〇の二、一六一の五、一七一の三及び一七一の六の区域
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 葦崎市水神町一丁目三番一号 葦崎市長 横内公明

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十年六月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南巨摩郡身延町梅平字亥の新田二三七〇、二四一九、一三三七二の一の一部、一三七五の一部、二三七六の一部、二四一八の一部及び二四二〇の一部の区域
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 西八代郡市川三郷町岩間五千番地 社会福祉法人 清珠会 理事長 高橋英尚

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により、告示する。
 平成二十年六月十九日

山梨県公安委員会

別表第六中

委員長 丸茂紀彦

三五六	市道	斐崎市本町三丁目九番一二号先(赤井友春方南側)	東進する車両	終日	斐崎	六三・三・三一 告示 第一〇号
-----	----	-------------------------	--------	----	----	-----------------------

三五六	県道甲府斐崎線	斐崎市本町三丁目九番一二号先	東進する車両	七時から九時まで及び一七時から一九時まで	斐崎	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-----	---------	----------------	--------	----------------------	----	----------------------

に改める。
別表第十中

六三九	国道一四一号线	斐崎市本町三丁目一番九二号先(船山橋北詰交差点)			斐崎	五九・一・一九二号
-----	---------	--------------------------	--	--	----	-----------

六三九	国道二〇号	斐崎市本町三丁目一番九二号先(船山橋北詰交差点)			斐崎	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-----	-------	--------------------------	--	--	----	----------------------

七六四	県道小荒間長坂線	北巨摩郡長坂町長坂上条二、〇四三番地(町添交差点)			長坂	五三・八・一七三四号
-----	----------	---------------------------	--	--	----	------------

七六四	県道小荒間長	北杜市長坂町長坂上条二、〇四三番地先(町添交差点)			北杜	平成二〇年六月一九日
-----	--------	---------------------------	--	--	----	------------

	坂停車場線					告示第七六号
--	-------	--	--	--	--	--------

二、三三二	国道二〇号線	斐崎市本町三丁目一番九二号先(船山橋北詰交差点)			斐崎	五九・一・一九二号
-------	--------	--------------------------	--	--	----	-----------

二、三三二	削除				斐崎	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

四、二二五	県道今諏訪北村線	中巨摩郡白根町西野三、〇八四番地先(桃の丘団地入口交差点)			小笠原	平成二二年一月二八日 告示 第五四号
-------	----------	-------------------------------	--	--	-----	--------------------------

四、二二五	県道今諏訪北村線	南アルプス市西野三、〇八四番地先(桃の丘団地入口交差点)			南アルプス	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----------	------------------------------	--	--	-------	----------------------

五、〇九二	市道南裏線	上野原市上野原三、八三〇番地先(上野原市役所東側)			上野原	平成一七年二月二二日 告示第七号
-------	-------	---------------------------	--	--	-----	---------------------

五、〇九二	市道	上野原市上野原三、八二二番地			上野	平成二〇年六月
-------	----	----------------	--	--	----	---------

		先(上野原市役所東側丁字路交差点)	原	一九日 告示第七六号
--	--	-------------------	---	---------------

五、二二八	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先	一 葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号
-------	----	----------------	---------	---------------------

五、二二八	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先 (丁字路交差点)	二 葦崎	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	----------------------------	---------	----------------------

に改める。
別表第十六中

三、四五二	町道	東八代郡八代町岡七七九番地須田芳邦方所有畑西側	石和	五四・一・二五 三号
-------	----	-------------------------	----	---------------

三、四五二	市道	笛吹市八代町米倉七七九番地先 (米倉橋北詰・東進車両)	笛吹	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	--------------------------------	----	----------------------

一、二九〇	市道	上野原市上野原五一五番地先 (東鶴八イツ西側十字路交差点・南進車両)	上野原	平成二〇年五月二九日 告示第六八号
-------	----	---------------------------------------	-----	----------------------

一、二九〇	市道	上野原市上野原五一五番地先 (東鶴八イツ西側十字路交差点)	上野原	平成二〇年五月二九日
-------	----	----------------------------------	-----	------------

二、二九一	市道	南進車両)		告示第六八号
-------	----	-------	--	--------

二、二九一	市道	甲府市貢川二丁目一〇番二七号 先(丁字路交差点・西進車両)	甲府	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	----------------------------------	----	----------------------

二、二九二	市道	甲府市貢川二丁目一〇番八号先 (丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	---------------------------------	----	----------------------

二、二九三	市道	甲府市上阿原町四九一番地先 (玉諸小学校東側丁字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	---------------------------------------	-----	----------------------

二、二九四	市道	南アルプス市下今諏訪二六一番地三先(丁字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	--------------------------------	-------	----------------------

二、二九五	市道	北杜市長坂町長坂上条二、二三三番地先(丁字路交差点・南進車両)	北杜	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	---------------------------------	----	----------------------

二、二九六	市道	北杜市長坂町長坂上条一、五八二番地二先(丁字路交差点・東進車両)	北杜	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	----------------------------------	----	----------------------

二、二九七	市道	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地一先(泉ライン東詰丁字路交差点・東進車両)	北杜	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	---------------------------------------	----	----------------------

二、二九八	市道	北杜市須玉町江草八三五番地先 (丁字路交差点・東進車両)	北杜	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	---------------------------------	----	----------------------

二、二九九	市道	北杜市明野町上手六、〇〇七番地先(アジア燃料前丁字路交差点・東進車両)	北杜	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
-------	----	-------------------------------------	----	----------------------

一一、三〇〇	市道	北杜市小淵沢町四五一番地五先 (巨摩跨線橋北側五差路交差点 ・西進車両)	北杜	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号
一一、三〇一	市道	北杜市大泉町西井出四、五二三 番地先(東原公民館南側十字路 交差点・南進車両)	北杜	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号
一一、三〇二	市道	北杜市須玉町江草二、二四八番 地先(十字路交差点・西進車両)	北杜	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号
一一、三〇三	市道	北杜市高根町清里三、五四五番 地六九九先(丘の公園入口十字 路交差点・西進車両)	北杜	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号
一一、三〇四	市道	上野原市上野原三、六三五番地 先(丁字路交差点・東進車両)	上野原	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号
一一、三〇五	市道	上野原市上野原三、八二二番地 先(上野原市役所東側丁字路交 差点・西進車両)	上野原	平成二〇年六月 一九日 告示第七六号

に改める。
別表第三十三中

三四	県道 今諏訪北 村線	中巨摩郡白根町西野三、〇八四番 地先 (桃の丘団地入口交差点)	三	平成二二年二月二八 日 告示 第五四号
----	------------------	---------------------------------------	---	------------------------------

三四	県道今諏 訪北村線	南アルプス市西野三、〇八四番地 先(桃の丘団地入口交差点)	四	平成二〇年六月一九日 告示第七六号
----	--------------	----------------------------------	---	----------------------

八	国道 二〇号線	韮崎市韮崎町四三二番地先 (船山橋東詰交差点)	三五七・二・一五 七号
八	国道二〇 号	韮崎市本町三丁目一番九一号先 (船山橋北詰交差点)	平成二〇年六月一九日 告示第七六号

に改める。

● 警備員指導教育責任者講習の実施について
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。
平成二十年六月十九日

山梨県公安委員会
委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所
1 警備業務の区分
法第二条第一項第一号に規定する警備業務
- 2 実施日時
平成二十年七月二十二日(火)から同月三十日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで。ただし、三十日は午前九時から午後六時までとする。
- 3 実施場所
甲府市宝一丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室
- 二 受講定員
三十人
- 三 受講対象者
受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下

「検定規則」という。(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。))に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。))に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇)あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること(電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。)

(二) 事前申込受付期間

平成二十年六月三十日(月)及び同年七月一日(火)の午前九時から午後五時まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受講申込手続

1 1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

平成二十年七月二日(水)から同月四日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

(2) 写真(申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一枚

(3) 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

ア 三一に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。))及び履歴書

イ 三二に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

ウ 三三に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 三四に該当する者

旧一級検定に係る合格証の写し

オ 三五に該当する者

旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(4) 代理人が受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講申込書の提出時に四万七千円の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。

ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、午前八時三十分から午前八時五十分までに受付を済ませること。

- 2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。
- 3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五
二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせることに。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番